

兵庫県立兵庫津ミュージアム指定管理者募集にかかる募集資料の質疑回答について

No	該当資料名・頁	質問内容	回答
1-1	募集要項 P5 4 業務及び施設運営の基準(2) 休館日及び開館時間	休館日が月曜日と1月1日及び12月31日となっておりますが、年末年始の休日を延期することは可能でしょうか？	協議の上、県が特に必要があると認めた場合は、休館日の変更や臨時休館日を設定することは可能です。
1-2	募集要項 P11 7 利用料金	会議室等使用料の時間なのですが、17時までとなっております。これは、17時閉館の場合でも18時閉館の場合でも同様に17時までという理解でよろしかったでしょうか？	お見込みのとおりです。
1-3	募集要項 P10 7 利用料金	観覧料について、事業者による運用方法や料金設定の提案は可能でしょうか？	運用方法については、県と協議事項とします。 観覧料の料金金額の設定については、兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例に基づき、基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、料金をご提案いただくことは可能です。
1-4	業務仕様書 P11 10-1 (3) 兵庫津ミュージアム名誉館長による講演会等のイベント	名誉館長の講演料・旅費については県が支払うとありますが、出演者への謝金等は指定管理料からとなっております。講演料と謝金の違いは何でしょうか？ご教示ください。	講演料と謝金と表現は異なりますが、同義語となります。誤解を招くため、【回答別添1】のとおり、業務仕様書を修正します。 修正後の内容のとおり、名誉館長の謝金・旅費以外で生じた一切の経費（例：資料印刷代、対談相手としてゲストを招待した場合の謝金・旅費等）は、指定管理料から支出していただきます。 なお、直近の事業収支の状況は【回答別添2】のとおりです。

1-5	業務仕様書 P12 10-1 (7) 県が企画する兵庫津歴史講座・兵庫学検定業務	必要な経費は指定管理料からとありますが、予算については指定管理者の提案によるものという理解でよろしかったでしょうか？	予算につきましては、指定管理者の提案によりますが、兵庫学検定・兵庫津歴史講座の直近の収支状況はそれぞれ【回答別添3】【回答別添4】に記載しておりますので、こちらに記載の金額を目安に収入・支出を見込んでいただく形でご提案ください。
1-6	業務仕様書 P12 10-1 (7) 県が企画する兵庫津歴史講座・兵庫学検定業務	兵庫学検定に係る経費について現状いくらかかっているのかご教示ください。	【回答別添3】をご参照ください。
1-7	業務仕様書 P12 10-3 (2) バーチャルVISITに関するアテンド業務	バーチャル歴史体験の実施回数など、指定はございますか？ 事業者提案によるという理解でよろしかったでしょうか？	利用状況等に応じた実施をお願いします。なお、現状の運用と利用実績は【回答別添5・6】のとおりです。
1-8	業務仕様書 P17 14 (2) 収益事業	①飲食提供施設の設置・運営、②グッズショップの設置・運営について、これはマストでしょうか？事業者の提案によるものとの理解でよろしかったでしょうか。	実施することは必須ではありませんが、利用者の利便性向上のため、実施することを期待します。
1-9	業務仕様書 P17 14 (2) 収益事業	①飲食提供施設の設置・運営について、現状カフェが入られているかと思いますが、現在の使用料についてご教示ください。あるいは、カウンター内キッチンスペースの㎡数をご教示ください。	取次役所内のカウンター内キッチンスペースは、2.5m×3.2m=8㎡です。 令和5年度の年間使用料は41,344円/㎡・年×8㎡=330,752円となります（カウンターキッチンスペースのみ使用料を県へ納入いただいています）。

1-10	業務仕様書 P19 15 (4) 令和7年度イベントカレンダーの作成・印刷	議会の承認を得て正式な指定管理者となる前に、費用が発生するのは難しいと思うのですが、4月以降の印刷・発行でもよろしいでしょうか？あるいは、準備業務として別途業務委託契約など締結することは可能でしょうか？	4月以降の印刷・発行で問題ありません。
1-11	業務仕様書 P7 7施設運営に係る基本事項 (10)	指定管理者が協力するにあたって、具体的な招集基準などございますか？ご教示ください。	指定避難所及び避難施設として開設された場合の具体的な招集基準については、県と指定管理者の協議事項とします。
2-1	業務仕様書 P5 6 (1) 施設の運営のための組織体制づくり	現在の職員の配置状況について、ご教示ください。	【回答別添7】を参照ください。ただし、現在の実施体制にとらわれず、状況に応じて適切に配置ください。
2-2	業務仕様書 P16 14 (1) 利用促進事業	令和6年度に実施している事業のうち、次期指定管理期間において、利用促進事業に分類される事業をご教示ください。	【回答別添8】を参照ください。
2-3	業務仕様書 P17 14 (2) 収益事業	現指定管理者が運営している初代県庁館のカフェの年間売り上げをご教示ください。	カフェの年間売り上げについては、運営事業者に具体的な報告を求めておりませんので、県は把握しておりません。
2-4	業務仕様書 P18 14 (2) 収益事業	ひょうごはじまり館1階のロビーの物販スペースを拡大することに問題はないか。	施設利用者の動線を安全に確保できるのであれば、拡充いただくことは可能です。 なお、令和5年度の年間使用料は、36,053円/㎡・年で、これに商品棚の設置面積分を乗じた金額を使用料として県へ納入いただいています。
2-5	業務仕様書 P17 14 (2) 収益事業	ひょうごはじまり館1階のロビーは、飲食可能なスペースか。	これまでイベント時のみ飲食可としていますが、飲食物の販売を行う場合は、指定場所のみ飲食可とし、展示室・シアター等への飲食

			物の持ち込みはできませんので管理できるよう配慮が必要です。
2-6	業務仕様書 P4 3 KPI の設定	利用者及び入館者数のカウントにおいて、無料で入館・利用された方も含む認識で問題ないか。	お見込みのとおりです。
2-7	業務仕様書 P4 3 KPI の設定	KPI の設定に関して目標値に達成しなかった場合のペナルティーはありますか？	実績値が目標値に著しく乖離している場合等は、県から必要な改善措置を講じるよう指示する場合があります。 詳細は、募集要項 p25 16 (4)実績評価及び指定管理者への罰則を参照ください。
2-8	業務仕様書 P11 10-1 (3) 兵庫津ミュージアム名誉館長による講演会等のイベント	費用は指定管理料（様式7：支出項目における集客イベント開催費）の中から捻出だと思いますが、1回あたりの開催にかかる費用を教えてください。 また、これらのイベントの開催については義務付けられているもののでしょうか？	開催経費については、【回答別添2】を参照ください。 兵庫津ミュージアム名誉館長による講演会等のイベントの開催は必須となりますが、企画立案は兵庫津ミュージアム名誉館長が担当しますので、それ以外の事務を指定管理者に担っていただきます。
2-9	業務仕様書 P10 10-1 (2) ボランティア活用事業	ボランティアを活用した館内案内等とありますが、指定管理者が変更となっても、現在のボランティアは引き続き協力いただけるという前提でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2-10	業務仕様書 P13 10-3 (22) バーチャル VISIT に関するアテンド業務	初代県庁館のバーチャル歴史体験について、仕様書によると担当が常時1名以上、ゴーグル18台設置とあります。すべて貸し出した場合、担当1名程度では、対応が困難だと思われます。実際は担当何名程度必要でしょうか？	現在の運用状況は、【回答別添5】に掲載しておりますので、人員配置を検討される際に参考ください。
2-11	募集要項 P11 7 (1) 利用料金制度	テーマ展について、展示室におけるチケット確認とありますが、特別な料金設定をしないと書いております。チケット	テーマ展を観覧するには、常設展のチケット購入が必要であるという趣旨です。

	の採用	とはどのチケットの事でしょうか？有料なのか、無料なのか不明です。	
2-12	業務仕様書 P15 11 (3) テーマ展・企画展の役割分担・費用負担等にかかる補足	テーマ展開催の費用に、年2回（200万/1回）と記載があり、合計400万円の計上になると思いますが、令和5年度の収支報告（資料集 p20）では、2,766千円しか計上されておられません。これについては必ずしも400万円を計上する必要はないということでしょうか？	毎年度必ず400万円以上計上してください。
2-13	業務仕様書 P14 11 (2) 企画展の実施	企画展の提案について、応募の段階で具体的な企画提案とありますが、内容の変更等は採択後に可能でしょうか？	原則、提案した内容で実施していただきますが、協議の上、特別な事情があると県が認めた場合に限り、変更等を許可する場合があります。
2-14	業務仕様書 P17 14 (2) 収益事業	初代県庁館の取次役所のカフェ運営提案については、現在出店されているお店が継続といった形の提案でも問題ないでしょうか？	現指定管理者及び現在の入店者と調整がつくようであれば、県としては差支えありません。
2-15	業務仕様書 P17 14 (2) 収益事業	グッズショップの設置提案について、この提案は必須でしょうか？	実施することは必須ではありませんが、利用者の利便性向上のため、実施することを期待します。
2-16	業務仕様書 P18 14 (2) 収益事業	自動販売機の設置について提案が必要ないように記載がありますが、現状の自動販売機を継続利用するといった形の提案でも問題はないでしょうか？	現指定管理者及び自販機設置業者と調整がつくようであれば、県としては差支えありません。
2-17	業務仕様書 P18 14 (2) 収益事業	自販機を設置せずに、自主事業として簡易なカフェスペースで補うといった提案でも可能でしょうか？	可能です。